

第10回ユネスコ総会における所感

日 高 第 四 郎

1958年11月4日より同12月5日まで、パリで開かれた第10回ユネスコ総会に、日本政府代表の一員として出席し、主として教育問題に関する討議に加わった者としての所感は次の通りである。

(1) 全体会議に出席して最も感銘の深かった演説。

79ヵ国の代表者の出席している全体会議で、数多くのすぐれた演説をきいたが、そのうち特に感銘深く傾聴したのは総会議長、インド副大統領サーヴェパリ・ラーダクリシュナン博士 Dr. Sarvepalli Radhakrishnan の開会の辞であった。高遠な思想とゆたかな学殖と適切な政治的感覚とを以て、理想を放たず現実を離れずユネスコに関心をもつ人々の心の動きを適確に捉えて誘導し鼓舞した力量はさすがに天晴れであった。特に感銘深くきいた要旨は次の如くである。

文化的民族中心の時代はすでに去った。東西の文化は接触し、平和の内に共存し、相互に補足しあって新しい人類の文化を発展させる時代が来た。人類はもはや再び分離することはないであろう。

人々は時として東洋人は神秘的直観的宗教的であり、西欧人は実証的経験的科学的であるというが、それはここ300年間の特徴にすぎない。これに囚われて過去3000年の歴史を見直すならば、人類の歴史は決して正当には理解されまい。

今や東方は醗酵状態にある。アジアは目覚め、アフリカは動きはじめている。従来の政治的経済的革命に加えて、人間的革命も起りつつある。

もしもアジア、アフリカの人々の、人間として正当な希望と祈願とが達せられないならば、世界平和の保証はないであろう。

われわれの時代は、知的成果において、技術の進歩において偉大を誇るにたるところがあるが、それにも拘わらずわれわれは却って恐怖の断崖の傍に立ちすくんでいるのである。われわれはこの危険を避けるためには、単に事実の認識とその処理応用の能力ばかりでなく、処理応用の方針を決定すべき善悪に関する価値判断を確立しなければならない。

価値判断の根底には人間性の尊厳という原理が控えている。この普遍的な人間性の自己主張こそ、やがて、人間性に内在する神々しきものの自覚に通ずる。そしてこれこそあらゆる宗教の本質であろう。

われわれもまたわれわれの文明も、今や試煉をうけつつある。われわれは破滅するかも知れず又更生しうるのかも知れない。そのいずれに定まるかは、全くわれわれの覚悟と努力いかんにかかっている。人類の文化的連帯性の確立！ これこそ永続する繁栄と平和の本質的基礎であろう。

(2) 次に全体会議で深く考えさせられたのは、隣国中華民国の「代表権」並に「投票権」の問題である。

インドを先陣に、ソヴィエト連邦、ハンガリー、ブルガリヤ、ルーマニア、チェコスロヴァキア等々が、恰も連合軍の包囲攻撃のように攻め立てたのである。台湾の国民政府は小さい島の代表に過ぎず、シナ大陸の6億数千万の人民を代表する資格を欠いている。中華人民共和国こそ本土の全人民を代表するに足る正当機関である。大陸本土の社会革命、産業開発、水利、石炭、飛行機生産等々重工業の目覚ましき発展を見よ、又過去数千年の輝しき中国の歴史的文化を思え、これらを背景とせる偉大なる中華人民共和国を度外視して、いわゆる「東西文化価値の相互理解」とはまことに不可解であるというような論法であった。

更に時を改めて台湾の国民政府がユネスコ本部に納付すべき分担金を滞納せる事実を指摘して、義務を果さざる者には権利の行使を許してはならないとの論理を以て執拗に、国民政府代表の投票権を否認しようとしたのである。

「ユネスコ」とその政治的基盤たる「国際連合」との複雑微妙な関係を取りあげ、又これらの攻撃の内に秘められた政治的イデオロギー的性格を改めて真向から問題にするのでなければ——裏から言えばこれらの二つの問題を伏せておくかぎりにおいては——かかる攻撃には十分な理由があるという印象を多くの人々に与えたにちがいない。

そしてこれらの重ね重ねの攻撃は、自己防衛を任とする台湾の国民政府代表を甚だしく窮地に陥れた恐れがあると共に、これを擁護せざるを得ないアメリカ合衆国の政府代表をもいたくいらだたせたように見うけられた。実際投票権の問題に関しては、その関係委員会において21対21を以て一時は危い瀬戸際まで追いつめられたこともあった。そしてこの論争については棄権する国が年と共に増す傾向も無視出来ないということである。日本としては二つの中国との関係について政治、外交、

経済の面とともに、教育、文化、科学、技術の側においても困難微妙な宿題として平素から慎重に研究しておく必要があると思われた。

(3) 普通初等教育の普及と徹底について。

この問題については、教育の Working Party においても全体会議でもしばしば言及されたが大別すると次の四つに分けられる。

A. ラティン・アメリカ諸国及び諸地域の初等教育は、既にユネスコの主要計画の一として一步先んじて採択され、1957年以來教師養成の中央機関を設けて15ヵ国が無償の義務教育をそれぞれ拡大するよう推進されつつある。

B. 従来ややもすれば看却され勝ちになっていたアフリカの教育問題は、その生活問題との関連において、既にとり上げられ、現に職業教育と技術教育の実施によって未開発地の生活条件の改善を中心にすすめられているようであるが、それを徹底させ向上させるためには、どうしても普通初等教育の義務化が必要であるとの要望がかかげられ、ユネスコを以てあたかもアフリカ教育を担当すべき文部省の如く考えているのではないかと疑われるような発言も折々なされた。

C. アラブ連合諸国の普通初等教育の実施に関する予備調査の提案が、アメリカ合衆国代表から出された。

D. アジア諸国の普通初等教育の実施に関する予備調査の提案がインド代表から出された。

これらA, B, C, Dのうち先ずAが重要計画の一つとして採択され逐次進行しつつあることは、前述の通りであるが、人類の文盲、貧困、疾病の征服のために尽力しているユネスコ活動の基本的条件の一つとしてまことに有意義であり大切である。ラティン・アメリカの場合には、初等教育の媒介手段としてスペイン語と一部分ポルトガル語という共通言語が確立しており、且つ概して、ローマン・カトリック教という共通の歴史的精神的基盤をもつ故に、教育実施上の障碍が少ないということであり、ユネスコの限られた財力による教育上の経験理論技術の援助を以てしても、大なる効果を期待しうるとの見込みである。

しかし、B, C, Dもまた、たとえ実施上の困難はより大きく、しかも障碍の種類と程度は様々であっても、又ユネスコの財源に制限があり従って凡てを同時に援助することは実行不可能であるにしても、原則的にはAと同様に最も重要な基本問題である。

ことに日本がアジアの諸国の間に伍して独自の地位を占め、特別の役割を演ずべ

き国際関係を思う時、インドの提案に対して日本代表は消極的無関心の態度を示すべきではないという判断から、D提案の趣旨の重要性を力説すると共に「条件付」でこれに賛成したのである。この賛成が結果において「国際理解のための教育のシンポジウム」に関するわが提案に、財源上いくらかの不利益を招くことをも覚悟の上で敢てしたのである。

「条件付」とは初等教育実施上必要欠くべからざる媒介手段としての共通言語決定の問題は、民族の歴史・伝統・社会構造等と本来密接に連関している故に、それぞれの民族又は国民が自発的に自主的に十分慎重に考慮決定すべきであって、みだりに局外者の容喙すべきことではないということである。実はその裏に更に言語と深い連関をもち歴史的伝統の血脈をなしつつ教育の指導理念と切り離し難いものに宗教問題が控えているのである。言うまでもなく教育の指導理念には価値判断の体系が前提されているが、宗教的世界観や人生観はかかる価値判断の背景をなし易いものであり、しかも歴史的宗教信仰には非合理的要素をも含みややもすれば迷信や独断的偏見をも伴い易いからである。

そしてかかる微妙な問題の解決は、まず当事者自身の反省と自己批判にまつべきであって、不用意に外側から触れることは却って問題をこじらせるおそれが多いからである。たとえばインドにおけるヒンズー教と回教との間の不和葛藤の根深さは、局外者の想像に余るものがあるというからである。かかる至難な宗教問題には意識的にふれることを避けはしたが、ここに難問の存在することは、考えておかねばならぬと思ったのである。

義務教育の普及度において日本がただに東洋一であるのみでなく、世界においても最優秀の成績をあげている事実が承認されているためであろうか、アジア諸国の義務教育に関する予備調査問題の小委員会に日本代表も招かれた。

その際とくに戒しめねばならぬと感じた点は、日本の成績を誇って、それぞれ立ち後れを痛感しているアジア諸国の代表の弱味に触れることであった。そこで小委員会ではなるべく控え目な態度を以ていわゆる文化的侵略者などというが如き誤解や曲解に備えつつ、日本の立場を明らかにすることに努めた。そして小委員会で各国代表の意見が出揃った上で某国の代表が、アジア諸国の義務教育云々と言っても、日本は例外であろうとの発言があったのを機会に発言を求めて言った。日本の義務教育は、過去80年間の努力の結果一方では大成功をおさめたが我々は他方では実に悲惨な国民的失敗を経験したのである。その普及度においてこそ世界の一等国に伍

することが出来たが、その教育内容において、又とくに指導原理が極端な国家主義に走ることを防止し得なかったために、とり返しのつかぬ大蹉躓をしたのである。換言すれば、民族的自覚と共に更に広い国際的視野を教育の原理に反映せしめ得なかったために、悲劇的経験を嘗めねばならなかったのである。日本教育のもつこれから明暗両面にわたる日本人自身の正直な反省と厳正な分析とを、もしも東洋の諸国の人々が批判的に考察されるならば、日本の経験からも多くを学びうるかも知れない。

私は謙虚な立場からこの事を特に贖罪と和解の心持を以て言及すると述べた。これに対して14,5人のうち5ヵ国の代表から温かい握手を求められた。

この事と連関して私個人として切実な感慨を禁じ得ないものがある。それは敗戦後間もなく、私が文部省で働いていた間、日本の教育内容の吟味反省を迫られ、その偏狭と独善とを確認し、我々の親達や先輩達が失態を招く前に、なぜもっと早く反省し訂正し改善してくれなかったかというはげしい痛恨を骨身に徹して味わったが、当時は、義務教育の普及と徹底はあたりまえの事として、これが為めに彼らの捧げた苦心に対して感謝する心の余裕をもたなかったのである。

しかるに1956年の秋に、ロンドン大学の比較教育学の教授ジョセフ・ラウリーズ Joseph Lauwerys 博士が東京に来られた際、たまたま日本における科学教育並びに科学技術教育の必要に言及された時、同博士は言われた。日本は義務教育が普及徹底しているからこそ科学技術教育を推進しようと思えば基礎条件が整っている。しかし南アメリカやアジアの他の諸国では、したくとも容易に実現は出来ないであろう。その時改めて明治以来の諸先輩の教育の地均しに対する労苦を多とする心持を持つに至った。

又今回ユネスコの総会に出席して後進諸国の義務教育並びに成人の文盲退治問題についての「あせり」・「もがき」を見るに及んで、明治以来の諸先輩の「先見の明」と偉大なる功労とを涙ぐましい感謝の念を以て静かに想わざるを得なかったのである。

これもまた、国際的環境の内に母国を据えて眺めて日本が何であって何でないかを悟った一端である。

(4) 東西文化価値の相互理解と国民教育。

顧みれば教育の指導原理の偏狭と独断とはひとり日本に限ったことではなかったであろう。19世紀のヨーロッパの国民主義或は国家主義とその世界政策、植民政策

の背景思潮を分析すれば、日本の国家主義はそれに追従したそれらの一変種とも見做しうるであろう。過去の過失はさておき、人類は今や大転換期に立っていると考えられる。各国民は二度の世界戦争の不幸悲惨を極めた体験に懲りて切実に平和を願望するに至っている。他方科学と科学的技術の飛躍的進歩によって時間的空間的の隔りを圧縮して世界をますます一体化するとともに我々は原子核爆発力等の驚異的破壊力の前に怯えねばならなくなった。今や我々はかかる科学や技術を管理し統御するに足る人間を形成する教育原理を確立し実践しなければ人類の運命は危いと言うべきである。

それ故にまず手初めに、過去においてナショナリズムを経験し実践した大国は勿論、新たに民族的独立を勝ち得てナショナリズムに気負い立つ後進の諸国もまた、民族的自覚とともにその制限を真剣に反省し進んで国際的視野と世界的展望とをそれらの国民教育の原理の上に反映せしめるように努めなければならない。

この点において先年来ユネスコの主要計画として採り上げられた「東西文化価値の相互理解」の課題は、国際平和への基本的方策として劃期的な意義を担うであろう。

各国民がそれぞれ自ら担う歴史的文化の価値を深く自覚するとともに、他国民のそれを広く認識し理解し評価し尊重して互に足らざるところを相補足し合うという寛容謙虚な態度の育成なしには国際平和は期待し得ないであろう。かくの如く多様な個性にそれぞれの意味を認め、それらを全体との調和のうちに摂取する謙譲と雅量とは各国民各民族各個性の間の本質的統一性の自覚に担われてはじめて可能であろう。かくて人間性の尊厳という普遍的原理に徹する度に従って人は謙虚と寛容の徳に至るであろう。

「東西文化価値の相互理解の課題」は右の如き構造連関の下に一方には各民族の多様豊富なる価値体験にあずかるとともに、他方においては諸文化の奥に潜む深き普遍的本質を悟得しうるのではなからうか。この意味においてこの課題は正によき教育の試金石とも言えるであろう。

(5) 現代語教育の問題。

国際会議に列席して相互理解の最初の妨げは何と言っても言語の不自由である。ユネスコ会議の公用語がイギリス語、フランス語、スペイン語、ロシア語の四つであることは、それらの何れかを母語とする者とせざる者との間に大きな不公平を生ずる。それ故に真に会議の公正を期するためには、不利なる条件で発言する者のた

めにはいささか思いやり深き会議上の礼儀を将来は追々に考えるべきであろう。

又エスペラントの如き中立的国際補助語を公用語とすることも問題とするに足るかも知れない。しかし国際会議等の現実的な実際問題としては、人格識見経験に秀でた人物を代表として選ぶと共に、彼等をして公用語たる外国語を母国語の如く自由に用いるよう訓練をする必要がある。

この点で我々はとくに反省しなければなるまい。

実際明治中期までの日本の先達等は専門の学問技術を習得するためには欧米諸国に留学しなければならず、従ってヨーロッパ語を大学教育をうけるための必須条件として真剣に学び、それによって外国語の達者な人が多かったようである。しかしその後の世代の者たちは、先輩諸氏の努力によって日本語を以て曲りなりにも高等教育をうけるようになった為に、一部の例外を除けば、外国語の修得を読書による文化摂取の道と考え、恰も死語の学習に近い態度をとり、生きた人間との直接交渉あるいは相互の意志伝達の道としての会話や表現や聴取を軽んずるに至った。しかし近年運輸交通通信の発達に伴い、外国人との直接交渉の頻繁の度の加わるに従って、新しい角度から外国語教授法に再検討を加え、外国語を生ける思想伝達の道として教授することの必要を強調するに至った。

現に日本政府も日本ユネスコ国内委員会もこの問題の解決に資するため、現代語教授法の研究施設を東京教育大学に設け、よりよき語学教授法の発展を期せんとしている。ユネスコ本部もまた先年来かかる企図に賛意を表し援助を用意して来たのであるが、今回は重要問題の山積せる折柄、財政上の不如意によっていかほどまでこの援助を実行に移しうるかはなお未定であった。

(6) 視聴覚教育法の促進。

語学教授法の改善に視聴覚法の応用が大なる効果をあげることはアメリカ及びヨーロッパの諸国でもまた我国でも既に証明されている。そのみならず学校において理科教育や他国の文物理解のために視覚聴覚教材を用いて効果をあげていることは広く知られている。又映画、ラジオ、テレビジョン等による「学校教育」即ち勤労青少年の指導、家庭婦人の教養、成人教育等についてもそれが活用は、教育効果の向上と時間の節約等に大いに役立っているといわれている。

かかる観点から、ユネスコにおいても視聴覚教育法に重大な関心を示している。ただ不特定の多数者を相手とするマス・コミュニケーションの道としてのラジオ、映画、テレビジョンは影響力が偉大であるだけ、それらの内容の選択や施設設備

技術等を運用する当事者の社会的責任はいよいよ重大である。それ故それらの内容、番組、方法等に関する利用者側の批判と評価を重んじなければ危険を伴うと指摘されていた。

(7) 議事運用上の問題。

主として教育に関するワーキング・パーティについてであるが、この会議は、11月12日から18日まで7回、毎回約2時間半を費し、議長1人、副議長1人、記録掛1人の指導と配慮の下に52ヵ国の代表者が参加して遂行された。

議事は(A)ユネスコ事務局の予算計画案と、(B)これに対する各国の希望修正案に対する事務局長の答弁案(10 c/s Rev. Add. III.)とを中心に行われた。

元来ユネスコの事業計画には甚だ必要なもの、あるいは極めて望ましいものが数多くあるのに比して、予算はあまり豊富でなく窮屈な制限を免がれないのである。従って流用しうる予備金も少く、それ故に(B)案を論議するに際しては、普通の議事規則に従って原案より最も速いものから順次論議をする余裕がないばかりか、(A)案と異なる修正には(A)案における他の配当予算の減額を条件としなければならぬという状態であった。さればとて事務局の案を鵜呑みにしただけでは、各国代表がはるばる集合して論議をする意味が大半失われてしまう。しかし(B)案の論議に深入りして各国代表者をして腹藏なく所思を尽させれば短い時間と限られた予算の枠内でこれらを収集することは困難を極めることとなる。これらの進退の難関に面して議長はややもすれば急いで(A)案に落ちつけようとする傾向を示したかと思われる。

そこで我々が考慮した試案は、(B)案に関しては出来るだけ各国代表の所思を尽させると共に、それらの所見をゆっくり分析して、合理的で実行可能な点を次の総会の事務局案に盛り入れる工夫をしてはどうかというのであった。

(以上は1959年1月外務省並に文部省に呈出した報告に少々手を入れたものである。)

(本学教授・大学院部長・教育研究所長)